

八多防災福祉コミュニティ 地域おたすけガイド

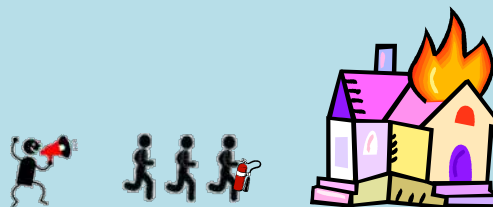
令和 4 年 3 月作成

八多防災福祉コミュニティ

地域おたすけガイド作成にあたって

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。

八多防災福祉コミュニティ



1 運営本部の設置基準

- ・ 震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合、又は地震による被害が拡大する恐れがある場合。
- ・ 特別警報が出された場合。
- ・ 上記のほか、地域内に土砂災害警戒情報若しくは避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

2 活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょ!!

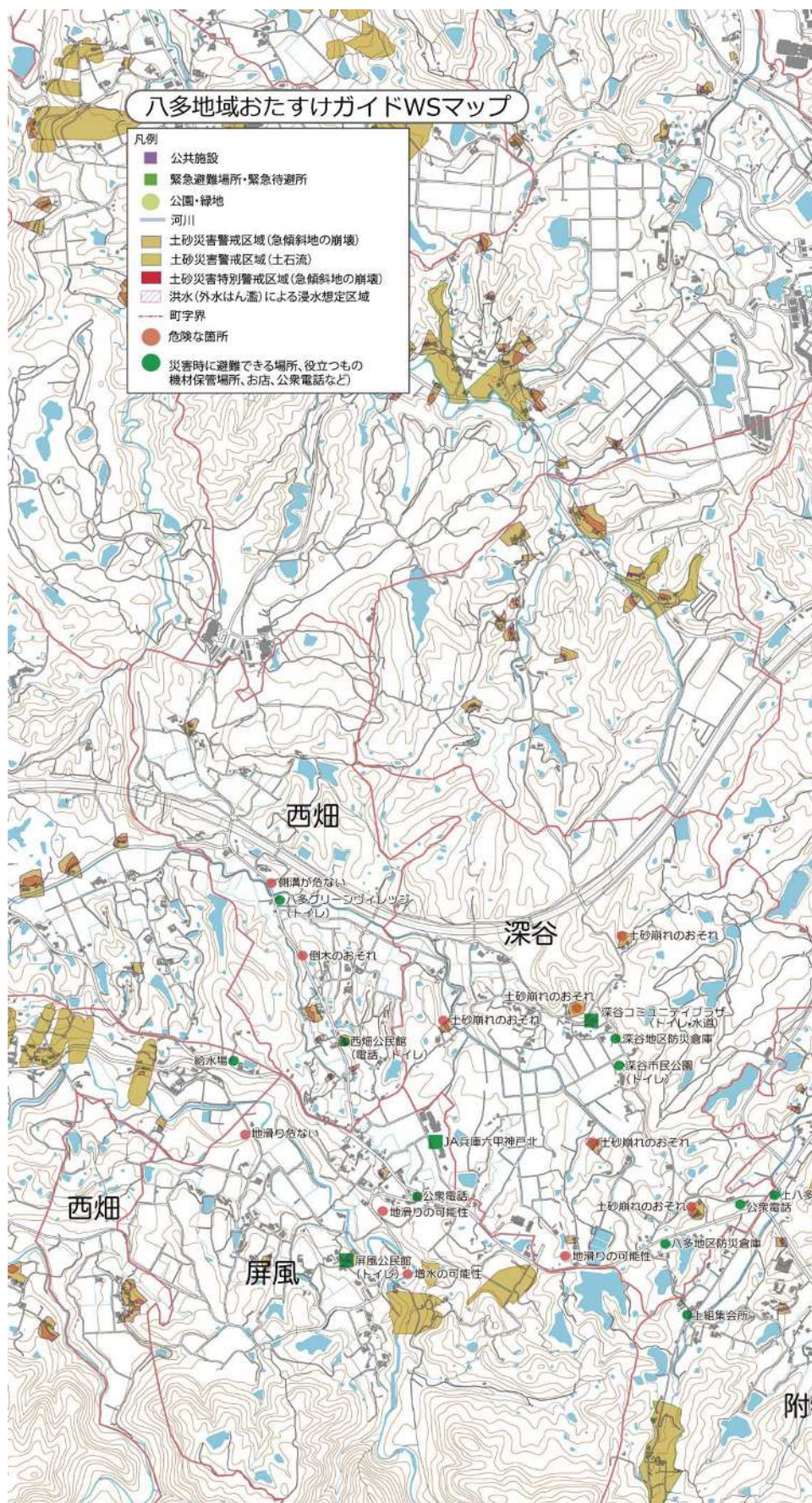
3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	八多出張所 2F・北消防団八多支団								
地区本部	中	下小名田	上小名田	吉尾	柳谷	附物	深谷	屏風	西畑
防災資機材庫	八多ふれあいセンター・消防団防災器具庫（深谷）								
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考		避難所		
		土砂	洪水						
	八多小・中学校	○	○			○			
	中公民館	○	○			○			
緊急待避所 (屋内)	藤原台小学校	○	○	柳谷の人たちが避難		○			
	下小名田公会堂			緊急待避所					
	上小名田公会堂			緊急待避所					
	吉尾公会堂			緊急待避所					
	柳谷公会堂			緊急待避所					
	深谷コミュニティプラザ			緊急待避所					
	屏風公会堂			緊急待避所					
JA 八多営農センター			緊急待避所						
地区の緊急避難場所	名称	※災害ごとの注意事項			備考				
		地震	津波	大火					
災害時要援護者 台帳保管場所									
防災行政無線 保有者									
その他必要な事項									

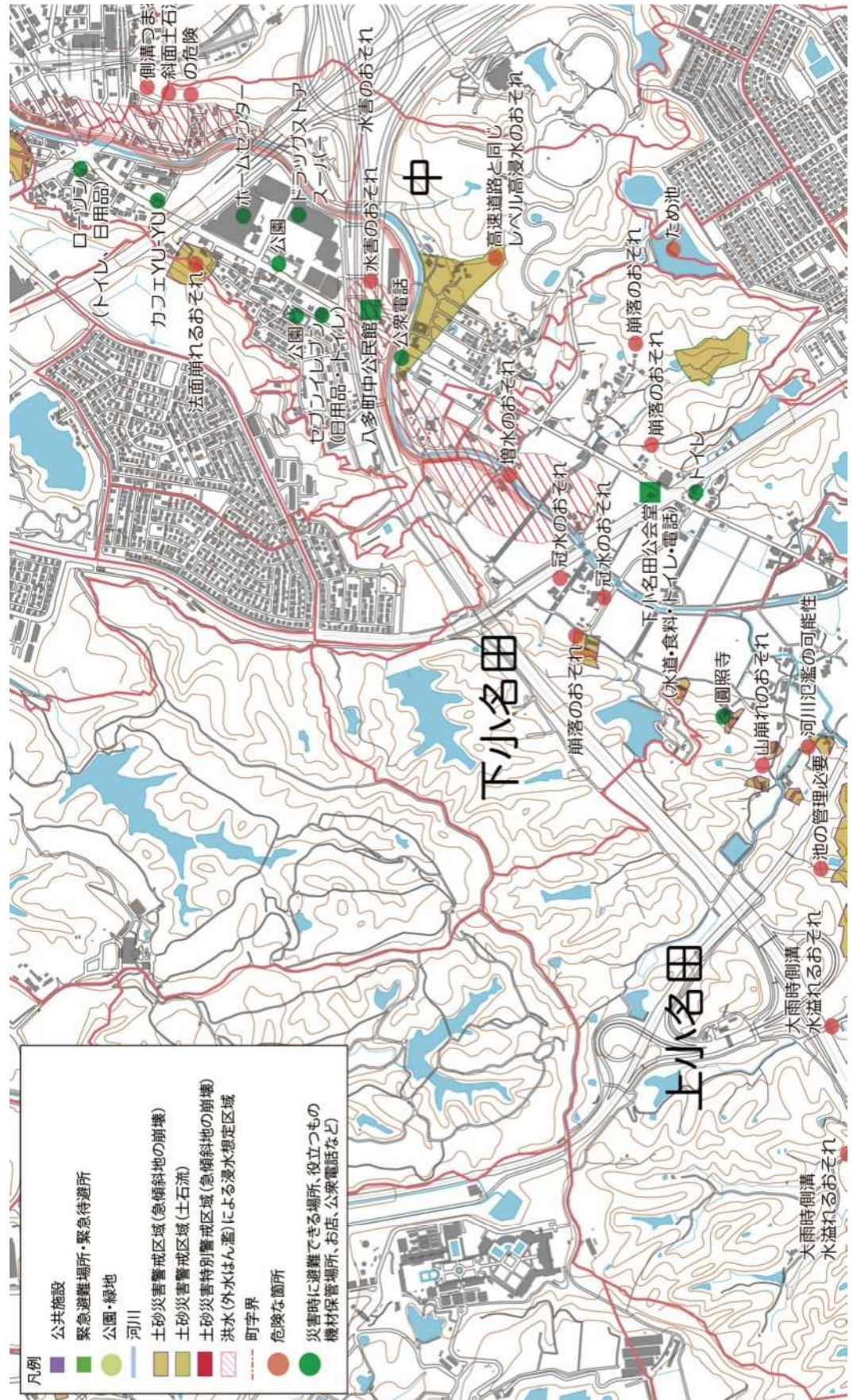
※ 「災害ごとの注意事項の見方」

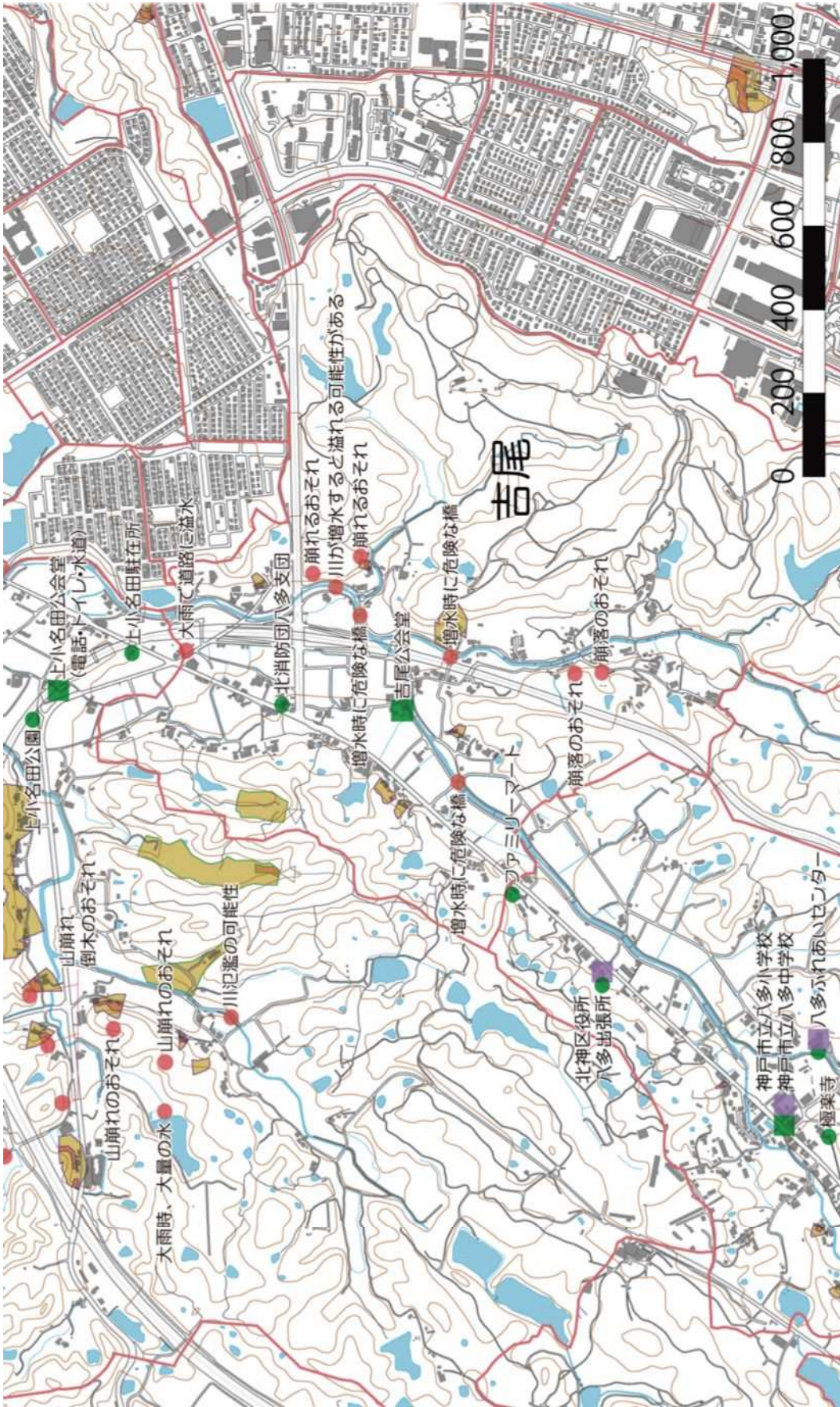
- ・ 避難所の欄に○のある施設は避難所として利用が可能です。
- ・ △：敷地の一部などが警戒区域などの中に入るため、備考欄の注意事項を確認の上緊急時のみ利用できる施設。
- ・ ×：警戒区域などの中に入るため、原則、利用できない施設。

4 地区防災マップ（全域）



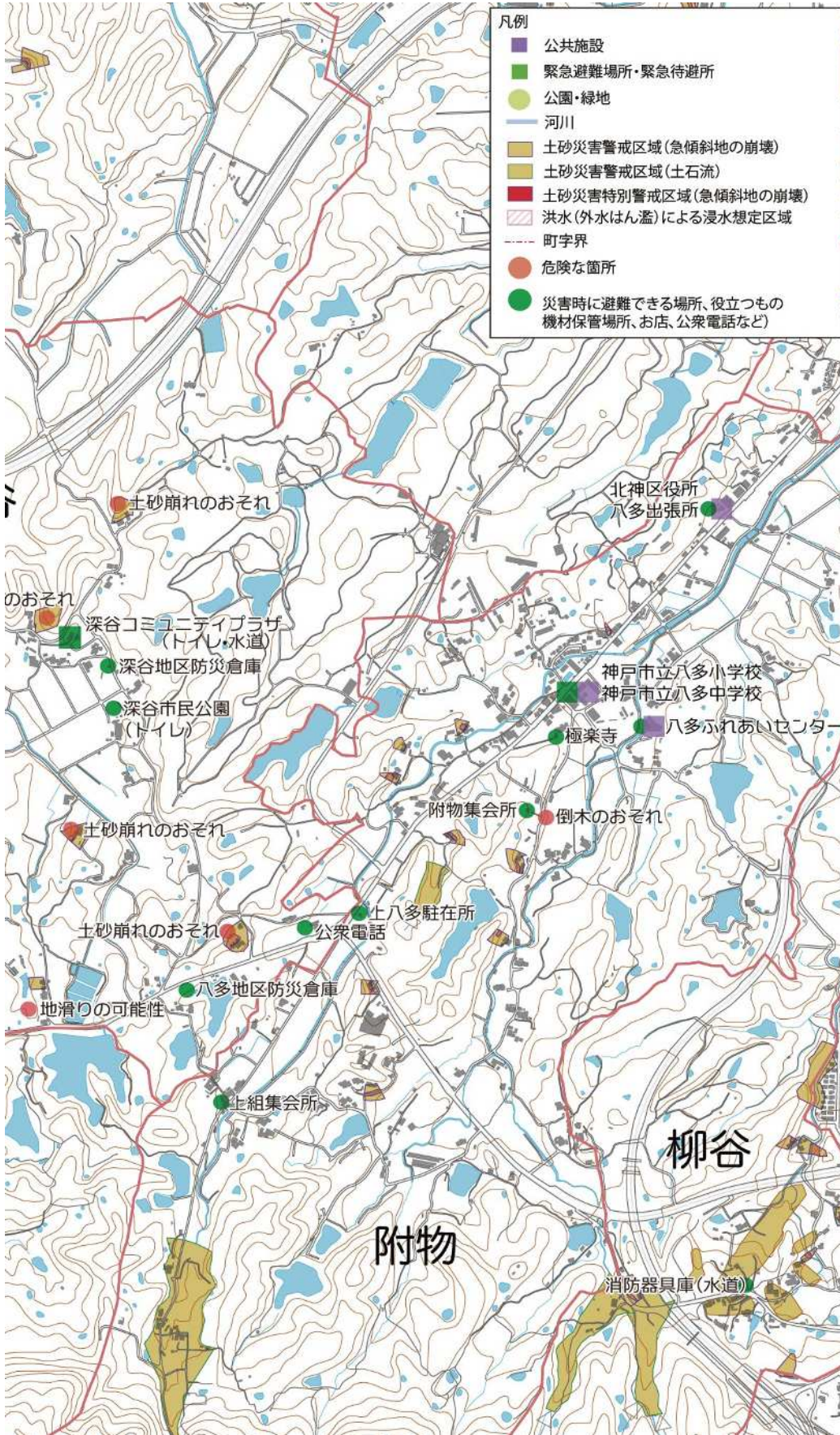
4-1 中・下小名田・上小名田地区





4-3 深谷・屏風・西畑地区





災害時の行動

は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

個人の行動

●大雨の天気予報、注意報発令の段階

- ラジオやテレビなどで災害情報を確認する。
- 排水溝の詰まりがないか、強風で飛ばされる物がないかなど自宅と自宅周辺の状況を確認する。
- 非常用持ち出し袋などを準備し、避難に備えておく。
- 浸水のおそれがある地区では、雨戸を閉め、土のうの準備をしておく。
- 自家用車の燃料を確認しておく。
- 不要不急の外出は控える。特に川の近くには行かない。
- 外出している場合は、交通機関の情報を確認しておく。
- 危険箇所や避難所への経路を確認しておく。
(道幅の広い道を選ぶ。川・水路沿いの道は避ける。)

防災福祉コミュニティとしての活動

1 災害発生前の準備

- 防コミ会長は、消防団支団長と連携し、地域の情報を共有する。
- 防コミ会長は、各地区の防コミ（地区長）と連絡を取り合い、情報を共有する。
- 各地区の防コミ（地区長）と消防団分団長等は、相互に連絡を取り合い情報を共有する。
- 平常時に、災害の想定を行い、被害を最小限にするための方法を話し合う。
- 各地区防コミごとに地域の地図、防災マップ、災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、地区長等に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者の早期の自主避難を呼びかける。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。各地区単位で連絡手段を確立しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合、災害時要援護者の台帳を持っている地区では、地区の活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材や非常食等の確保をする。

【災害発生直後】

1 情報収集・伝達

- 防コミ会長は、消防団支団長と連携し、地域の情報を共有する。
- 防コミ会長は、各地区の防コミ（地区長）と連絡を取り合い、情報を共有する。
- 各地区の防コミ（地区長）と消防団分団長等は、相互に連絡を取り合い情報を共有する。
- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、地区長等に伝達する。

2 安否確認

- 台帳を持っている地区では、事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

3 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、地区単位で防災資機材等を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

4 区役所や消防署への連絡

- 消防分団等と連携して、被害状況、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

5 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。（ファイルや筆記用具を平時より事前に準備しておく）

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 情報収集・伝達

- 防コミ会長は、消防団支団長と連携し、地域の情報を共有する。

- 防コミ会長は、各地区の防コミ（地区長）と連絡を取り合い、情報を共有する。
- 各地区の防コミ（地区長）と消防団分団長等は、相互に連絡を取り合い情報を共有する。
- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、避難情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、地区長等に伝達する。

2 安否確認

- 台帳を持っている地区では、事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う。
- 災害時要援護者台帳を事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力して、災害時要援護者の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

3 消火活動

- 必要が生じた際には、消防団の消火活動を手伝い、初期消火を行う。
 - * 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

4 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、地区単位で防災資機材等を使用し、負傷者を救出する。
 - * 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

5 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

6 区役所や消防署への連絡

- 消防分団等と連携して、被害状況、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 緊急避難場所・避難所の開設

- 学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する。
- 避難者名簿を作成する。（ファイルや筆記用具を平時より事前に準備しておく）

【参考】

Evacuation Information (Revised)

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

警戒レベル 4

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生又は切迫 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	ひなんしじ 避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

Evacuation Information (Revised)

Scan to get this information in your own language.

English	簡体中文	繁体中文	한국어	Español
Portugals	Tiếng Việt	ភាសាខ្មែរ	ភាសាไทย	සිංහල
Tagalog	Bahasa Indonesia	বাংলা ভাষা	മലയാളം	QR Translator

内閣府(防災担当)・消防庁

**災害時要援護者とは**

災害が発生した場合に、安全な場所に避難する場合や、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・ 障がいのある方
- ・ 介護が必要な方
- ・ 高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・ 難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方





災害用伝言ダイヤルは、体験利用ができます。

ご家族等で一度体験しておきましょう。

- 体験利用日 ・毎月1日及び15日 00:00～24:00
  - ・正月三が日（1月1日 00:00～1月3日 24:00）
  - ・防災週間（8月30日 9:00～9月5日 17:00）
  - ・災害ボランティア週間（1月15日 9:00～1月27日 17:00）

#### 連絡先（電話番号）

八多防災福祉コミュニティ	
北消防署	078-591-0119
北消防署 北神分署	078-981-0119
北神区役所	078-981-5377
北神区役所 八多出張所	078-982-0002
北区役所（代表）	078-593-1111
有馬警察署	078-981-0110
神戸市立八多小学校	078-982-0048
神戸市立八多中学校	078-982-0049
神戸市立藤原台小学校	078-982-5880
八多淡河あんしんすこやかセンター	078-950-9165
神戸市北建設事務所	078-981-5191

○八多町おたすけガイド作成のお手伝いをしたところ  
合同会社人・まち・住まい研究所（電話番号：078-436-2120）